

資料Ⅲ－７ ＷＴＯ政府調達協定適用基準額一覧

１．我が国の基準額一覧

（１）ＷＴＯ政府調達協定の基準額

区分	中央政府	地方公共団体	政府関係機関
物品	1,300万円 (10万SDR)	2,700万円 (20万SDR)	1,700万円 (13万SDR)
サービス	1,300万円 (10万SDR)	2,700万円 (20万SDR)	1,700万円 (13万SDR)
建設サービス	6億円 (450万SDR)	20億2,000万円 (1,500万SDR)	日本郵政公社を除く A群に属する機関： 20億2,000万円 (1,500万SDR) 日本郵政公社とB群 に属する機関： 6億円 (450万SDR)
設計コンサルティングサービス	6,000万円 (45万SDR)	2億円 (150万SDR)	6,000万円 (45万SDR)

（注）上記の邦貨換算額は、平成26年4月16日～平成28年3月31日まで適用

（２）自主的措置上の基準額

政府調達に関する自主的措置として、上記の政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,300万円)に引き下げている。

（３）日・シンガポール新時代経済連携協定及び日・チリ経済連携協定上の基準額

日・シンガポール新時代経済連携協定において（１）の中央政府及び政府関係機関の物品及びサービスの基準額を13万SDRから10万SDRに引き下げることが約束されたことを受け、協定の発効(平成14年11月)に伴い、国内関係法令においても基準額が10万SDRへ引き下げられた。その後、平成19年9月に発効した日・チリ経済連携協定においても、日・シンガポール新時代経済連携協定と同一の基準額となっている。

2. 基準額の各国比較

(単位：千SDR)

区分	日本	米国	EU	カナダ	韓国
中央政府					
物品	100	130	130	130	130
サービス	100	130	130	130	130
建設サービス	4,500	5,000	5,000	5,000	5,000
設計・コンサルティングサービス	450	130	130	130	130
地方公共団体	都道府県及び 19政令指定都市	37州	全地方自治体	13州	9道・7州・6市
物品	200	355	200	355	200
サービス	200	355	200	355	200
建設サービス	15,000	5,000	5,000	5,000	15,000
設計・コンサルティングサービス	1,500	355	200	355	200
政府関係機関	126機関		上水道、運輸 エネルギー	10機関	25機関
物品	130	25万米ドル (7機関) 400 (3機関)	400	355	400
サービス	130	25万米ドル (7機関) 400 (3機関)	400	355	400
建設サービス	15,000 (日本郵政公社 を承継した機関 を除くA群に属 する機関)	5,000	5,000	5,000	15,000
	4,500 (日本郵政公社 を承継した機関 とB群に属する 機関)				
設計・コンサルティングサービス	450	25万米ドル (7機関) 400 (3機関)	400	355	400

(注) 上記の基準額は、「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)の附属書に基づく。